

聖籠町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町規則第十三号

聖籠町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和四十一年聖籠町規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第三号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）」を「育児休業法」に改める。

第十五条の三第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。

二 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、研修等のために旅行をし、又は休暇

により通勤しないこととなること。

三 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

四 その他町長の定める事由が生ずること。

第十五条の四第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。